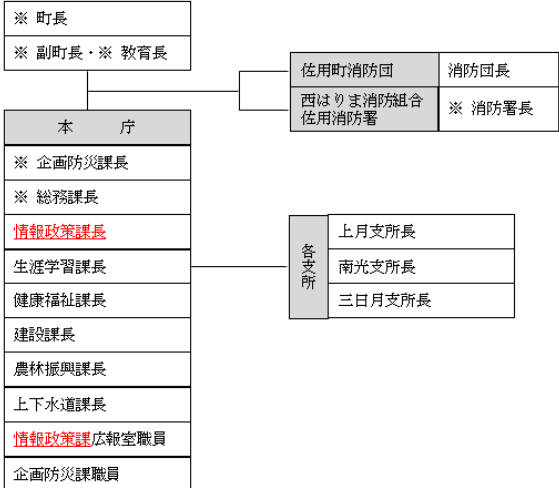


資料4-1

令和4年度修正 佐用町水防計画 新旧対照表

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第1章 第2節 (2P～3P)	第2節 用語の定義 20 避難判断水位 避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。 ※ 町では、氾濫注意水位を超え一時間後に避難判断水位に到達が予想される場合に避難準備・高齢者等避難開始の発表を検討する。	第2節 用語の定義 20 避難判断水位 <u>高齢者等避難</u> の目安となる水位であり、氾濫に関する情報について住民への注意喚起となる水位。 ※ 町では、氾濫注意水位を超え一時間後に避難判断水位に到達が予想される場合に <u>高齢者等避難</u> の発表を検討する。	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更
第1章 第2節 (3P)	21 氾濫危険水位〔特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）〕 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。	21 氾濫危険水位〔特別警戒水位（法第13条第1項及び第2項）〕 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こる恐れがある水位をいう。 <u>※町が発する緊急安全確保の発令判断の目安となる水位。</u>	県計画に基づき修正 ・避難情報発令目安となる水位である旨を追加
第1章 第2節 (3P)		<u>22 氾濫開始相当水位</u> <u>危険箇所の堤防天端高など氾濫が開始される水位を、その箇所を受け持つ水位観測所の水位に変換した水位。</u>	県計画に基づき修正 ・氾濫開始相当水位を追加
第1章 第2節 (3P)	<u>22 土砂災害警戒区域等</u> 土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 540 箇所、土石流 395 箇所、地滑り 9 箇所）を 944 箇所指定している。	<u>23 土砂災害警戒区域等</u> 土砂災害警戒区域とは、土砂災害危険箇所のうち住民の生命身体に危害が生ずる恐れのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき区域のことである。県は、土砂災害防止法に基づき、 <u>土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩落 57 箇所、土石流 21 箇所）</u> 、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩落 540 箇所、土石流 395 箇所、地滑り 9 箇所）を <u>それぞれ 78 箇所</u> 、944 箇所指定している。	県計画に基づき修正 ・土砂災害特別警戒区域の指定箇所数を追加
第1章 第3節 (4P)	第3節 水防の責任 5 町防災会議の責任（法第15条第1項・第2項） (1) 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ① <u>洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位（洪水、雨水出水）到達情報）</u> の伝達方法	第3節 水防の責任 5 町防災会議の責任（法第15条第1項・第2項） (1) 町防災会議は、町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 ① <u>洪水予報、水位到達情報、その他人的災害が生じ</u> <u>るおそれがある洪水に関する情報</u> の伝達方法	県計画に基づき修正 ・洪水予報（氾濫警戒情報など）と水位到達情報（特別警戒水位到達など）を整理

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	②～④（略） (2) 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及び氾濫警戒情報（特別警戒水位到達情報）の伝達方法を定める。	②～④（略） (2) 町防災会議は、浸水想定区域内に前項④の施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報、 <u>水位到達情報、その他の人的災害が生じるおそれがある洪水に関する情報</u> の伝達方法を定める。	
第2章 第1節 (7P)	1 配備の体制及び職員配備基準 ■ 組織体制及び職員配備図 図内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき</u>	1 配備の体制及び職員配備基準 ■ 組織体制及び職員配備図 図内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき</u>	町独自修正 ・連絡員待機の基準の見直し
第2章 第1節 (7P)	■ 組織体制及び職員配備図 図内 コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課長・総務課長 その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。	■ 組織体制及び職員配備図 図内 コアメンバー 町長・副町長・教育長・消防署長・企画防災課長・総務課長 その他必要に応じ出席を求める。 迅速な対応を必要とするとき、又は事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 <u>コアメンバーは、連絡員待機から警戒体制までに、各対策部の情報収集が必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する。</u>	町独自修正 ・連絡員待機から警戒体制までの間に、コアメンバーが必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する記述を追加
第2章 第1節 (8P)	(1) 連絡員待機 表内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>光都土木事務所に水防指令1号が発令されたときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</u>	(1) 連絡員待機 表内 町内に暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、かつ <u>町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したときに、企画防災課職員及び西はりま消防組合佐用消防署職員は、連絡員待機を執る。</u>	町独自修正 ・連絡員待機の基準の見直し
第2章 第1節 (8P)	(2) 警戒体制 ■ 警戒体制組織構成図	(2) 警戒体制 ■ 警戒体制組織構成図	佐用町組織変更に伴う 時点修正など

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	 <p>※ コアメンバー ・迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 ・構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。</p>	 <p>※ コアメンバー ・迅速な対応を必要とするとき、又は、事前に対応が必要である場合、コアメンバーが判断を行う。 ・構成委員（コアメンバー含む）は、必要に応じ召集する場合がある。 ・連絡員待機から警戒体制までに、各対策部の情報収集が必要と判断した場合、管理職を中心とした警戒準備体制を指示する。</p>	
第2章 第1節 (9P)	(3) 災害警戒本部体制 表内 本部会議の開催 本部長は、災害に備えるための対策を決定するため、本部会議を開催する。 災害警戒本部会議の組織構成は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、西はりま消防組合（佐用消防署長）、統括部長（企画防災課長）、統括部班長（企画防災課防災対策室長・まちづくり企画室長・総務課広報室長）、総務対策部長（総務課長）、総務対策部班長（議会事務局長、会計課長、税務課長）、（中略）、消防団長、及び統括部職員（企画防災課職員・総務課広報室職員）により構成する。	(3) 災害警戒本部体制 表内 本部会議の開催 本部長は、災害に備えるための対策を決定するため、本部会議を開催する。 災害警戒本部会議の組織構成は、本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、西はりま消防組合（佐用消防署長）、統括部長（企画防災課長）、統括部班長（企画防災課防災対策室長・まちづくり企画室長・ 情報政策課長 ）、総務対策部長（総務課長）、総務対策部班長（議会事務局長、会計課長、税務課長）、（中略）、消防団長、及び統括部職員（企画防災課職員・ 情報政策課 広報室職員）により構成する。	佐用町組織変更に伴う 時点修正
第2章 第1節 (9P)	(3) 災害警戒本部体制 表内 本部会議の協議・決定事項 ■ 災害警戒本部会議での協議事項例	(3) 災害警戒本部体制 表内 本部会議の協議・決定事項 ■ 災害警戒本部会議での協議事項例	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更

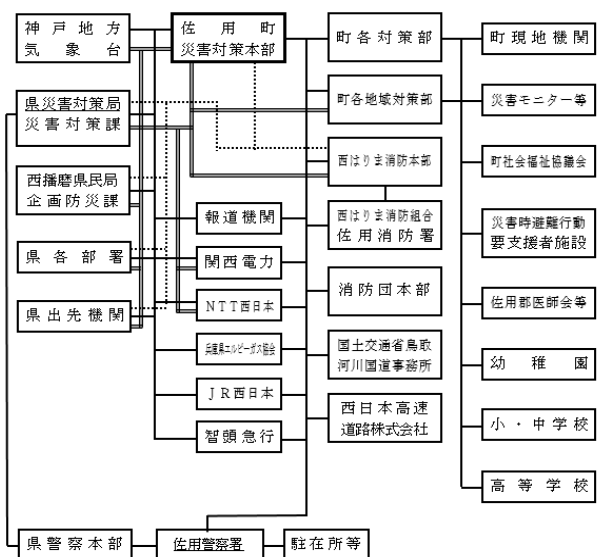
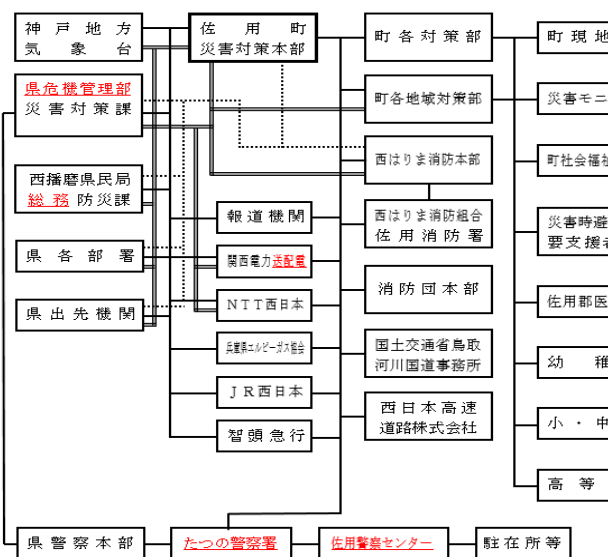
項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位等の災害情報の収集と今後の水位予測等による対策の検討 ・住民、報道機関への情報提供などの対応 ・災害警戒箇所の警戒巡視 ・所管施設の警戒巡視及び予防措置 ・軽微な被害への応急対策 ・<u>避難準備・高齢者等避難開始及び避難勧告</u>の発令 ・災害警戒本部の廃止 ・災害対策本部設置の判断 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水位等の災害情報の収集と今後の水位予測等による対策の検討 ・住民、報道機関への情報提供などの対応 ・災害警戒箇所の警戒巡視 ・所管施設の警戒巡視及び予防措置 ・軽微な被害への応急対策 ・<u>高齢者等避難</u>及び<u>避難指示</u>の発令 ・災害警戒本部の廃止 ・災害対策本部設置の判断 など 	
第2章 第1節 (10P)	(4) 災害対策本部体制 表内 災害対策本部設置の通知 ■ 本部設置の通知先 住民・兵庫県災害対策局災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・佐用警察署・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）など	(4) 災害対策本部体制 表内 災害対策本部設置の通知 ■ 本部設置の通知先 住民・兵庫県 <u>危機管理部</u> 災害対策課・兵庫県西播磨県民局総務企画室総務防災課・兵庫県西播磨県民局光都土木事務所・NEXCO西日本福崎高速道路事務所・NEXCO西日本津山高速道路事務所・国交省鳥取河川国道事務所・ <u>たつの</u> 警察署・佐用町社会福祉協議会・近隣市町（宍粟市・上郡町・たつの市・美作市）など	組織変更に伴う時点修正
第2章 第1節 (10P)	(4) 災害対策本部体制 表内 事務分掌 統括部 体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報告、 <u>避難勧告</u> 等の伝達、（略）	(4) 災害対策本部体制 表内 事務分掌 統括部 体制及び配備、本部会議の運営、気象予報・警報・防災情報等の収集及び伝達、情報の分析及び報告、 <u>避難指示</u> 等の伝達、（略）	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更
第2章 第1節 (12P)	(4) 災害対策本部体制 表内 本部会議の開催 本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。 ■ 災害対策本部会議の組織構成	(4) 災害対策本部体制 表内 本部会議の開催 本部長は、災害応急対策に関する基本方針やその他重要事項を審査決定するため、本部会議を開催する。 ■ 災害対策本部会議の組織構成	組織変更に伴う時点修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、西はりま消防組合（佐用消防署長）、統括部長（企画防災課長）、統括部班長（企画防災課防災対策室長・まちづくり企画室長・<u>総務課広報室長</u>）、総務対策部長（総務課長）、総務対策部班長（議会事務局長、会計課長、税務課長）、（中略）、消防団長、及び統括部職員（企画防災課職員・<u>総務課広報室職員</u>）により構成する。</p> <p>必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、<u>佐用警察署</u>、佐用町社会福祉協議会、自治会、自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることができる。</p>	<p>本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、西はりま消防組合（佐用消防署長）、統括部長（企画防災課長）、統括部班長（企画防災課防災対策室長・まちづくり企画室長・<u>情報政策課長</u>）、総務対策部長（総務課長）、総務対策部班長（議会事務局長、会計課長、税務課長）、（中略）、消防団長、及び統括部職員（企画防災課職員・<u>情報政策課</u>広報室職員）により構成する。</p> <p>必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、<u>たつの警察署</u>、佐用町社会福祉協議会、自治会、自衛隊、関西電力<u>送配電</u>、日本赤十字社等の出席を求めることができる。</p>	
<p>第2章 第1節 (13P)</p>	<p>(4) 災害対策本部体制 表内 本部会議の協議・決定事項 ■ 災害対策本部会議での協議事項（例） 災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、<u>避難勧告</u>等の発令及び解除、（略）</p>	<p>(4) 災害対策本部体制 表内 本部会議の協議・決定事項 ■ 災害対策本部会議での協議事項（例） 災害応急対策の総合調整、避難所等の開設及び閉鎖、<u>避難指示</u>等の発令及び解除、（略）</p>	<p>県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更</p>
<p>第2章 第1節 (15P)</p>	<p>◇ 災害警戒本部・災害対策本部組織図 図内 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、<u>佐用警察署</u>、佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力、日本赤十字社等の出席を求めることができる。</p>	<p>◇ 災害警戒本部・災害対策本部組織図 図内 必要に応じて、災害対策本部会議に西播磨県民局、<u>たつの警察署</u>、佐用町社会福祉協議会、自衛隊、関西電力<u>送配電</u>、日本赤十字社等の出席を求めることができる。</p>	<p>組織変更に伴う時点修正</p>
<p>第2章 第1節 (16P)</p>	<p>第2節 消防団組織 ◇ <u>平成31年</u>4月1日現在 1 団員数：条約定数（<u>920</u>人）、実員数（<u>908</u>人） 2 ポンプ：ポンプ自動車（7台）、小型動力ポンプ付積載車（<u>51</u>台） 3 無線機：車載無線機（<u>46</u>台）、携帯無線機（39台） 4 階級別人員：団長（1人）、副団長（<u>14</u>人）、分団長（42人）、副分団長（<u>77</u>人） 部長（<u>105</u>人）、班長（<u>124</u>人）、団員（<u>636</u>人）</p>	<p>第2節 消防団組織 ◇ <u>令和4年</u>4月1日現在 1 団員数：条約定数（<u>850</u>人）、実員数（<u>798</u>人） 2 ポンプ：ポンプ自動車（7台）、小型動力ポンプ付積載車（<u>44</u>台） 3 無線機：車載無線機（<u>53</u>台）、携帯無線機（39台） 4 階級別人員：団長（1人）、<u>専任副団長（1人）</u>、副団長（<u>8</u>人）、分団長（42人）、副分団長（<u>68</u>人） 部長（<u>86</u>人）、班長（<u>101</u>人）、団員（<u>492</u>人）</p>	<p>消防団組織の団員数等の時点修正</p>
<p>第3章 第2節 (21P)</p>	<p>第2節 水防非常配備 1 防災体制基準及び職員配備（水害による被害が生じる恐れがある場合） 表内</p>	<p>第2節 水防非常配備 1 防災体制基準及び職員配備（水害による被害が生じる恐れがある場合） 表内</p>	<p>町独自修正 ・連絡員待機の基準の見直し</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																																																						
	連絡員待機 <input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ光都土木事務所に水防指令1号が発令されたとき	連絡員待機 <input type="checkbox"/> 町内に暴風警報、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報のいずれかが発表され、かつ町内河川にかかる水防指令1号相当の水位（佐用2.19m・久崎2.44m・三日月0.94m）に到達したとき																																																																																																																							
第4章 第1節 (23P)	第1節 重要水防箇所 1 重要水防箇所（河川） <table border="1" data-bbox="400 405 1046 737"> <thead> <tr> <th>重要区分</th> <th>No</th> <th>河川名</th> <th>左右岸</th> <th>延長(m)</th> <th>地 点</th> <th>危険理由</th> <th>水防工法</th> <th>主 な 監視員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最も重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">次に重要</td> <td>4</td> <td>千種川</td> <td>右</td> <td>325</td> <td>佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)</td> <td>2-B 堤防高</td> <td>積み土のう工法</td> <td>災害モニター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>角亀川</td> <td>左</td> <td>1,780</td> <td>佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)</td> <td>1-B 堤防断面</td> <td>積み土のう工法</td> <td>三日月カメラ</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>角亀川</td> <td>右</td> <td>1,780</td> <td>佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)</td> <td>1-B 堤防断面</td> <td>積み土のう工法</td> <td>三日月カメラ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重要区分	No	河川名	左右岸	延長(m)	地 点	危険理由	水防工法	主 な 監視員等	最も重要					(略)				次に重要	4	千種川	右	325	佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)	2-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター					(略)				9	角亀川	左	1,780	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ	10	角亀川	右	1,780	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ						(略)			第1節 重要水防箇所 1 重要水防箇所（河川） <table border="1" data-bbox="1117 405 1762 737"> <thead> <tr> <th>重要区分</th> <th>No</th> <th>河川名</th> <th>左右岸</th> <th>延長(m)</th> <th>地 点</th> <th>危険理由</th> <th>水防工法</th> <th>主 な 監視員等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最も重要</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">次に重要</td> <td>4</td> <td>千種川</td> <td>右</td> <td>325</td> <td>佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)</td> <td>1-B 堤防高</td> <td>積み土のう工法</td> <td>災害モニター</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>角亀川</td> <td>左</td> <td>1,270</td> <td>佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)</td> <td>1-B 堤防断面</td> <td>積み土のう工法</td> <td>三日月カメラ</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>角亀川</td> <td>右</td> <td>1,270</td> <td>佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)</td> <td>1-B 堤防断面</td> <td>積み土のう工法</td> <td>三日月カメラ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重要区分	No	河川名	左右岸	延長(m)	地 点	危険理由	水防工法	主 な 監視員等	最も重要					(略)				次に重要	4	千種川	右	325	佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)	1-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター					(略)				9	角亀川	左	1,270	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ	10	角亀川	右	1,270	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ						(略)			県計画に基づき修正 ・誤りを修正
重要区分	No	河川名	左右岸	延長(m)	地 点	危険理由	水防工法	主 な 監視員等																																																																																																																	
最も重要					(略)																																																																																																																				
次に重要	4	千種川	右	325	佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)	2-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター																																																																																																																	
					(略)																																																																																																																				
	9	角亀川	左	1,780	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ																																																																																																																	
	10	角亀川	右	1,780	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ																																																																																																																	
					(略)																																																																																																																				
重要区分	No	河川名	左右岸	延長(m)	地 点	危険理由	水防工法	主 な 監視員等																																																																																																																	
最も重要					(略)																																																																																																																				
次に重要	4	千種川	右	325	佐用町多賀 (大下り川合流点～多賀橋下流)	1-B 堤防高	積み土のう工法	災害モニター																																																																																																																	
					(略)																																																																																																																				
	9	角亀川	左	1,270	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ																																																																																																																	
	10	角亀川	右	1,270	佐用町三日月 (本郷川合流点～弓の木橋)	1-B 堤防断面	積み土のう工法	三日月カメラ																																																																																																																	
					(略)																																																																																																																				
第4章 第2節 (25P～26P)	第2節 危険が予想される箇所 大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい危険が予想される箇所は、次のとおりとする。 <p>1 土砂災害警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 944箇所</p> <p>2 山地災害危険地区 (1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり、それぞれ 179箇所及び 226箇所</p> <p>(2) 地すべり危険地区</p> <table border="1" data-bbox="392 1294 1023 1442"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区番号</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="4">位 置</th> <th rowspan="2">面 積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>郡</th> <th>町</th> <th>大字</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>501-地-8</td> <td>上元畑</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>家内</td> <td>上元畑</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">合 計 (10箇所)</td> <td>387</td> </tr> </tbody> </table>	地区番号	地区名	位 置				面 積 (ha)	郡	町	大字	字	(略)							501-地-8	上元畑	〃	〃	家内	上元畑	56	(略)							合 計 (10箇所)						387	2節 危険が予想される箇所 大雨等が発生した場合に公共に及ぼす影響の大きい危険が予想される箇所は、次のとおりとする。 <p>1 土砂災害特別警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害特別警戒区域一覧表」のとおり 78箇所</p> <p>2 土砂災害警戒区域 町地域防災計画資料編「土砂災害警戒区域一覧表」のとおり 944箇所</p> <p>3 山地災害危険地区 (1) 山腹崩壊危険地区及び崩壊土砂流出危険地区は、町地域防災計画資料編「山地災害危険地区箇所一覧表」のとおり、それぞれ 197箇所及び 378箇所</p> <p>(2) 地すべり危険地区</p> <table border="1" data-bbox="1106 1294 1738 1442"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区番号</th> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="4">位 置</th> <th rowspan="2">面 積 (ha)</th> </tr> <tr> <th>郡</th> <th>町</th> <th>大字</th> <th>字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>501-地-8</td> <td>荒神山</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>家内</td> <td>荒神山</td> <td>56</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="6">合 計 (10箇所)</td> <td>387</td> </tr> </tbody> </table>	地区番号	地区名	位 置				面 積 (ha)	郡	町	大字	字	(略)							501-地-8	荒神山	〃	〃	家内	荒神山	56	(略)							合 計 (10箇所)						387	県計画に基づき修正 ・土砂災害特別警戒区域を追加 ・山地災害危険地区等の時点修正など ・急傾斜地崩壊危険区域については資料編に記載																																								
地区番号	地区名			位 置					面 積 (ha)																																																																																																																
		郡	町	大字	字																																																																																																																				
(略)																																																																																																																									
501-地-8	上元畑	〃	〃	家内	上元畑	56																																																																																																																			
(略)																																																																																																																									
合 計 (10箇所)						387																																																																																																																			
地区番号	地区名	位 置				面 積 (ha)																																																																																																																			
		郡	町	大字	字																																																																																																																				
(略)																																																																																																																									
501-地-8	荒神山	〃	〃	家内	荒神山	56																																																																																																																			
(略)																																																																																																																									
合 計 (10箇所)						387																																																																																																																			

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																				
	<p><u>3</u> 土砂災害危険箇所 (略)</p> <p><u>4</u> 法指定区域 (1) 地すべり防止区域 <u>(平成 27 年 4 月 1 日現在)</u> (略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 <u>(平成 27 年 4 月 1 日現在)</u></p> <table border="1" data-bbox="389 363 1030 858"> <thead> <tr> <th>地域名</th> <th>区域名【大字名】</th> <th>面積(ha)</th> <th>指定年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td rowspan="7">佐用 地域</td><td>大願寺【佐用】</td><td>2.09</td><td>平成 9 年 2 月 7 日</td></tr> <tr><td>秀谷(1)【佐用】</td><td>0.75</td><td>平成 10 年 9 月 29 日</td></tr> <tr><td>秀谷(2)【佐用】</td><td>0.56</td><td>〃</td></tr> <tr><td>口長谷【佐用】</td><td>3.58</td><td>平成 18 年 3 月 24 日</td></tr> <tr><td>大向【福次】</td><td>0.79</td><td>平成 23 年 4 月 22 日</td></tr> <tr><td>平福(1)【平福】</td><td>0.56</td><td>平成 24 年 6 月 24 日</td></tr> <tr><td>口金近</td><td>1.44</td><td>平成 26 年 9 月 5 日</td></tr> <tr><td rowspan="4">上月 地域</td><td>目高</td><td>2.30</td><td>昭和 53 年 2 月 21 日</td></tr> <tr><td>久崎</td><td>0.60</td><td>平成 10 年 9 月 29 日</td></tr> <tr><td>早瀬</td><td>2.72</td><td>平成 15 年 3 月 28 日</td></tr> <tr><td>須山【榎田】</td><td>1.67</td><td>平成 25 年 2 月 22 日</td></tr> <tr><td rowspan="2">南光 地域</td><td>林崎(3)【林崎】</td><td>0.64</td><td>平成 24 年 2 月 25 日</td></tr> <tr><td>西下野(2)【西下野】</td><td>0.22</td><td>平成 26 年 9 月 5 日</td></tr> <tr><td rowspan="8">三日月地域</td><td>西大畑【大畑】</td><td>1.69</td><td>平成 13 年 3 月 21 日</td></tr> <tr><td>上町【三日月】</td><td>1.17</td><td>平成 13 年 11 月 20 日</td></tr> <tr><td>鎌倉【上本郷】</td><td>1.24</td><td>平成 14 年 11 月 19 日</td></tr> <tr><td>三ツ尾</td><td>0.26</td><td>平成 19 年 10 月 26 日</td></tr> <tr><td>弦谷(1)【弦谷】</td><td>0.09</td><td>平成 24 年 3 月 13 日</td></tr> <tr><td>弦谷(2)【弦谷】</td><td>0.75</td><td>〃</td></tr> <tr><td>弦谷(3)【弦谷】</td><td>0.40</td><td>〃</td></tr> </tbody> </table> <p><u>5</u> 警戒危険宅地一覧表（平成 30 年 4 月 1 日現在） (略)</p>	地域名	区域名【大字名】	面積(ha)	指定年月日	佐用 地域	大願寺【佐用】	2.09	平成 9 年 2 月 7 日	秀谷(1)【佐用】	0.75	平成 10 年 9 月 29 日	秀谷(2)【佐用】	0.56	〃	口長谷【佐用】	3.58	平成 18 年 3 月 24 日	大向【福次】	0.79	平成 23 年 4 月 22 日	平福(1)【平福】	0.56	平成 24 年 6 月 24 日	口金近	1.44	平成 26 年 9 月 5 日	上月 地域	目高	2.30	昭和 53 年 2 月 21 日	久崎	0.60	平成 10 年 9 月 29 日	早瀬	2.72	平成 15 年 3 月 28 日	須山【榎田】	1.67	平成 25 年 2 月 22 日	南光 地域	林崎(3)【林崎】	0.64	平成 24 年 2 月 25 日	西下野(2)【西下野】	0.22	平成 26 年 9 月 5 日	三日月地域	西大畑【大畑】	1.69	平成 13 年 3 月 21 日	上町【三日月】	1.17	平成 13 年 11 月 20 日	鎌倉【上本郷】	1.24	平成 14 年 11 月 19 日	三ツ尾	0.26	平成 19 年 10 月 26 日	弦谷(1)【弦谷】	0.09	平成 24 年 3 月 13 日	弦谷(2)【弦谷】	0.75	〃	弦谷(3)【弦谷】	0.40	〃	<p><u>4</u> 土砂災害危険箇所 (略)</p> <p><u>5</u> 法指定区域 (1) 地すべり防止区域 <u>(令和 3 年 9 月 3 日現在)</u> (略)</p> <p>(2) 急傾斜地崩壊危険区域 <u>町地域防災計画資料編「急傾斜地崩壊危険区域指定箇所」のとおり 31 箇所</u></p> <p><u>6</u> 警戒危険宅地一覧表（平成 30 年 4 月 1 日現在） (略)</p>	
地域名	区域名【大字名】	面積(ha)	指定年月日																																																																				
佐用 地域	大願寺【佐用】	2.09	平成 9 年 2 月 7 日																																																																				
	秀谷(1)【佐用】	0.75	平成 10 年 9 月 29 日																																																																				
	秀谷(2)【佐用】	0.56	〃																																																																				
	口長谷【佐用】	3.58	平成 18 年 3 月 24 日																																																																				
	大向【福次】	0.79	平成 23 年 4 月 22 日																																																																				
	平福(1)【平福】	0.56	平成 24 年 6 月 24 日																																																																				
	口金近	1.44	平成 26 年 9 月 5 日																																																																				
上月 地域	目高	2.30	昭和 53 年 2 月 21 日																																																																				
	久崎	0.60	平成 10 年 9 月 29 日																																																																				
	早瀬	2.72	平成 15 年 3 月 28 日																																																																				
	須山【榎田】	1.67	平成 25 年 2 月 22 日																																																																				
南光 地域	林崎(3)【林崎】	0.64	平成 24 年 2 月 25 日																																																																				
	西下野(2)【西下野】	0.22	平成 26 年 9 月 5 日																																																																				
三日月地域	西大畑【大畑】	1.69	平成 13 年 3 月 21 日																																																																				
	上町【三日月】	1.17	平成 13 年 11 月 20 日																																																																				
	鎌倉【上本郷】	1.24	平成 14 年 11 月 19 日																																																																				
	三ツ尾	0.26	平成 19 年 10 月 26 日																																																																				
	弦谷(1)【弦谷】	0.09	平成 24 年 3 月 13 日																																																																				
	弦谷(2)【弦谷】	0.75	〃																																																																				
	弦谷(3)【弦谷】	0.40	〃																																																																				
	<p>第 5 章 第 1 節 (27P～28P)</p>	<p>第 1 節 神戸地方気象台が行う予報及び警報 2 警報発表基準（警報は重大な災害が発生する恐れのある場合） (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合）</p> <table border="1" data-bbox="383 1150 1034 1458"> <thead> <tr> <th rowspan="2">佐用町</th> <th>府県予報区</th> <th colspan="2">兵庫県</th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th colspan="2">南 部</th> </tr> <tr> <th colspan="4">市町村等をまとめた地域</th> </tr> <tr> <th colspan="4">播磨北西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警 報</td> <td rowspan="2">大 雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>大 雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流量雨量指数基準</td> <td colspan="2">千種川流域=34.7、佐用川流域=24 志文川流域=14.6、江川川流域=8.2 大日山川流域=12.7</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">千種川流域= (5, 33.2) 佐用川流域= (5, 22.1) 志文川流域= (9, 13.2) 江川川流域= (5, 7.3) 大日山川流域= (5, 11.8)</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> </tbody> </table>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部		市町村等をまとめた地域				播磨北西部				警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=34.7、佐用川流域=24 志文川流域=14.6、江川川流域=8.2 大日山川流域=12.7		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 33.2) 佐用川流域= (5, 22.1) 志文川流域= (9, 13.2) 江川川流域= (5, 7.3) 大日山川流域= (5, 11.8)		暴 風	平均風速	20m/s	<p>第 1 節 神戸地方気象台が行う予報及び警報 2 警報発表基準（警報は重大な災害が発生する恐れのある場合） (1) 警報発表基準（警報は重大な災害が発生するおそれのある場合） <u>令和 4 年 5 月 26 日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1099 1150 1749 1437"> <thead> <tr> <th rowspan="2">佐用町</th> <th>府県予報区</th> <th colspan="2">兵庫県</th> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <th colspan="2">南 部</th> </tr> <tr> <th colspan="4">市町村等をまとめた地域</th> </tr> <tr> <th colspan="4">播磨北西部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">警 報</td> <td rowspan="2">大 雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>大 雨（土砂災害）</td> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流量雨量指数基準</td> <td colspan="2">千種川流域=35.5、佐用川流域=27.9 志文川流域=18、江川川流域=11 大日山川流域=10.4</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td colspan="2">千種川流域= (5, 31.9) 佐用川流域= (11, 20.5) 志文川流域= (9, 13.8) 大日山川流域= (5, 6.7)</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> </tbody> </table>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部		市町村等をまとめた地域				播磨北西部				警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=35.5、佐用川流域=27.9 志文川流域=18、江川川流域=11 大日山川流域=10.4		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 31.9) 佐用川流域= (11, 20.5) 志文川流域= (9, 13.8) 大日山川流域= (5, 6.7)		暴 風	平均風速	20m/s	<p>県計画に基づき修正 ・警報発表基準、注意報発表基準の時点修正 ・気象庁ホームページにかかる URL の一部変更</p>			
佐用町	府県予報区	兵庫県																																																																					
	一次細分区域	南 部																																																																					
市町村等をまとめた地域																																																																							
播磨北西部																																																																							
警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16																																																																				
		大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130																																																																			
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=34.7、佐用川流域=24 志文川流域=14.6、江川川流域=8.2 大日山川流域=12.7																																																																				
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 33.2) 佐用川流域= (5, 22.1) 志文川流域= (9, 13.2) 江川川流域= (5, 7.3) 大日山川流域= (5, 11.8)																																																																				
		暴 風	平均風速	20m/s																																																																			
佐用町	府県予報区	兵庫県																																																																					
	一次細分区域	南 部																																																																					
市町村等をまとめた地域																																																																							
播磨北西部																																																																							
警 報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16																																																																				
		大 雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	130																																																																			
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=35.5、佐用川流域=27.9 志文川流域=18、江川川流域=11 大日山川流域=10.4																																																																				
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 31.9) 佐用川流域= (11, 20.5) 志文川流域= (9, 13.8) 大日山川流域= (5, 6.7)																																																																				
		暴 風	平均風速	20m/s																																																																			

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																		
	<p>※ 表面雨量指数とは（略） 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/hyomenshisu.html)</p> <p>※ 土壌雨量指数は（略） 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/dojoshisu.html)</p> <p>※ 流域雨量指数は（略） 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/ryuikishisu.html)</p> <p>3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合）</p> <table border="1" data-bbox="387 671 1030 979"> <tr> <td rowspan="2">佐用町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">兵庫県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">南 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">播磨北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">注意報</td> <td rowspan="2">大 雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流量雨量指数基準</td> <td>千種川流域=27.7、佐用川流域=19.2 志文川流域=11.6、江川川流域=6.5 大日山川流域=10.1</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>千種川流域= (5, 22.2) 佐用川流域= (5, 15.4) 志文川流域= (5, 9.3) 江川川流域= (5, 5.2) 大日山川流域= (5, 10.1)</td> </tr> <tr> <td>暴 風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> </table>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部			市町村等をまとめた地域	播磨北西部		注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	97	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=27.7、佐用川流域=19.2 志文川流域=11.6、江川川流域=6.5 大日山川流域=10.1	複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.2) 佐用川流域= (5, 15.4) 志文川流域= (5, 9.3) 江川川流域= (5, 5.2) 大日山川流域= (5, 10.1)	暴 風	平均風速	12m/s	<p>※ 表面雨量指数とは（略） 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/hyomenshisu.html)</p> <p>※ 土壌雨量指数は（略） 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/dojoshisu.html)</p> <p>※ 流域雨量指数は（略） 詳細は、気象庁ホームページ参照。 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownbosai/ryuikishisu.html)</p> <p>3 注意報発表基準（注意報は災害が発生する恐れのある場合）<u>令和4年5月26日現在</u></p> <table border="1" data-bbox="1102 671 1744 979"> <tr> <td rowspan="2">佐用町</td> <td>府県予報区</td> <td colspan="2">兵庫県</td> </tr> <tr> <td>一次細分区域</td> <td colspan="2">南 部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等をまとめた地域</td> <td colspan="2">播磨北西部</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">注意報</td> <td rowspan="2">大 雨（浸水害）</td> <td>表面雨量指数基準</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>97</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">洪 水</td> <td>流量雨量指数基準</td> <td>千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3</td> </tr> <tr> <td>複合基準 ※1</td> <td>千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)</td> </tr> <tr> <td>強 風</td> <td>平均風速</td> <td>12m/s</td> </tr> </table>	佐用町	府県予報区	兵庫県		一次細分区域	南 部			市町村等をまとめた地域	播磨北西部		注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6	土壌雨量指数基準	97	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3	複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)	強 風	平均風速	12m/s	
佐用町	府県予報区		兵庫県																																																		
	一次細分区域	南 部																																																			
	市町村等をまとめた地域	播磨北西部																																																			
注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6																																																		
		土壌雨量指数基準	97																																																		
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=27.7、佐用川流域=19.2 志文川流域=11.6、江川川流域=6.5 大日山川流域=10.1																																																		
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.2) 佐用川流域= (5, 15.4) 志文川流域= (5, 9.3) 江川川流域= (5, 5.2) 大日山川流域= (5, 10.1)																																																		
		暴 風	平均風速	12m/s																																																	
佐用町	府県予報区	兵庫県																																																			
	一次細分区域	南 部																																																			
	市町村等をまとめた地域	播磨北西部																																																			
注意報	大 雨（浸水害）	表面雨量指数基準	6																																																		
		土壌雨量指数基準	97																																																		
	洪 水	流量雨量指数基準	千種川流域=28.4、佐用川流域=22.3 志文川流域=14.4、江川川流域=8.8 大日山川流域=8.3																																																		
		複合基準 ※1	千種川流域= (5, 22.7) 佐用川流域= (5, 18.5) 志文川流域= (5, 11.5) 江川川流域= (5, 8.8) 大日山川流域= (5, 6)																																																		
		強 風	平均風速	12m/s																																																	
<p>第5章 第1節 (29P)</p>		<p><u>5 早期注意情報（警報級の可能性）</u> <u>5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方气象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u> <u>※冬期は県北部、県南部で発表。</u></p>	<p>県計画に基づき修正 ・早期注意情報の記述を追加</p>																																																		

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																							
第5章 第1節 (30P)	5 気象警報等の情報連絡図  <p>—— 有線（電話・FAX） 兵庫衛星通信ネットワーク —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム） ※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。</p>	6 気象警報等の情報連絡図  <p>—— 有線（電話・FAX） 兵庫衛星通信ネットワーク —— 兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム） ※ 現地機関は、西はりま天文台公園、朝霧園、保育園、子育て支援センター、給食センター、クリーンセンター、笹ヶ丘荘、南光自然観察村 など ※ 西はりま消防組合佐用消防署は、町と連携し災害対応にあたる。</p>	組織変更に伴う時点修正																																																																																							
第5章 第2節 (31P)	第2節 水位周知河川における水位到達情報 ■ 水位情報の種類 <table border="1" data-bbox="380 941 1030 1244"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水位名</th> <th rowspan="2">主に判断すること</th> <th colspan="3">水位局（量水標）</th> <th colspan="2">参考水位</th> </tr> <tr> <th>千種川久崎</th> <th>志文川三日月</th> <th>佐用川佐用</th> <th>千種川上三河</th> <th>佐用川円光寺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>水防団待機、水防活動準備を判断</td> <td>2.6m</td> <td>1.1m</td> <td>2.5m</td> <td>2.1m</td> <td>2.1m</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断</td> <td>3.6m</td> <td>1.6m</td> <td>2.8m</td> <td>3.1m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>避難勧告などの発令を判断住民は避難を判断</td> <td>4.6m</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m(注)</td> <td>3.7m(注)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位</td> <td>住民の避難完了</td> <td>5.1m</td> <td>2.4m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m(注)</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 避難勧告等の発令は、基準水位局（佐用川佐用、千種川久崎、志文川三日月）の水位等により判断する。 ※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示した、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示</p>	水位名	主に判断すること	水位局（量水標）			参考水位		千種川久崎	志文川三日月	佐用川佐用	千種川上三河	佐用川円光寺	水防団待機水位	水防団待機、水防活動準備を判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m	氾濫注意水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m	避難判断水位	避難勧告などの発令を判断住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m(注)	3.7m(注)	氾濫危険水位	住民の避難完了	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m(注)	—	第2節 水位周知河川における水位到達情報 ■ 水位情報の種類 <table border="1" data-bbox="1097 941 1747 1356"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水位名</th> <th rowspan="2">主に判断すること</th> <th colspan="3">水位局（量水標）</th> <th colspan="2">参考水位</th> </tr> <tr> <th>千種川久崎</th> <th>志文川三日月</th> <th>佐用川佐用</th> <th>千種川上三河</th> <th>佐用川円光寺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防団待機水位</td> <td>水防団待機、水防活動準備を判断</td> <td>2.6m</td> <td>1.1m</td> <td>2.5m</td> <td>2.1m</td> <td>2.1m</td> </tr> <tr> <td>氾濫注意水位</td> <td>高齢者等避難の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断</td> <td>3.6m</td> <td>1.6m</td> <td>2.8m</td> <td>3.1m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>避難指示などの発令を判断住民は避難を判断</td> <td>4.6m</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m(注)</td> <td>3.7m(注)</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位</td> <td>住民の避難完了 緊急安全確保の発令を判断</td> <td>5.1m</td> <td>2.4m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m(注)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(参考値)</td> <td>緊急安全確保の発令を判断している場合は、氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知</td> <td>5.58m</td> <td>3.47m</td> <td>4.73m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 避難指示等の発令は、基準水位局（佐用川佐用、千種川久崎、志文川三日月）の水位等により判断する。 ※ 千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示した、志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示</p>	水位名	主に判断すること	水位局（量水標）			参考水位		千種川久崎	志文川三日月	佐用川佐用	千種川上三河	佐用川円光寺	水防団待機水位	水防団待機、水防活動準備を判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m	氾濫注意水位	高齢者等避難の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m	避難判断水位	避難指示などの発令を判断住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m(注)	3.7m(注)	氾濫危険水位	住民の避難完了 緊急安全確保の発令を判断	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m(注)	—	(参考値)	緊急安全確保の発令を判断している場合は、氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知	5.58m	3.47m	4.73m	—	—	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更 ・参考値として、氾濫開始水位に関する記述を追加
水位名	主に判断すること			水位局（量水標）			参考水位																																																																																			
		千種川久崎	志文川三日月	佐用川佐用	千種川上三河	佐用川円光寺																																																																																				
水防団待機水位	水防団待機、水防活動準備を判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m																																																																																				
氾濫注意水位	避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m																																																																																				
避難判断水位	避難勧告などの発令を判断住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m(注)	3.7m(注)																																																																																				
氾濫危険水位	住民の避難完了	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m(注)	—																																																																																				
水位名	主に判断すること	水位局（量水標）			参考水位																																																																																					
		千種川久崎	志文川三日月	佐用川佐用	千種川上三河	佐用川円光寺																																																																																				
水防団待機水位	水防団待機、水防活動準備を判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m																																																																																				
氾濫注意水位	高齢者等避難の発令を判断災害時避難行動要支援者は避難開始を判断、水防団出動を判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m																																																																																				
避難判断水位	避難指示などの発令を判断住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m(注)	3.7m(注)																																																																																				
氾濫危険水位	住民の避難完了 緊急安全確保の発令を判断	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m(注)	—																																																																																				
(参考値)	緊急安全確保の発令を判断している場合は、氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知	5.58m	3.47m	4.73m	—	—																																																																																				

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																																																																																	
第5章 第5節 (33P)	第5節 水防警報 4 水防警報及び水位名称 <table border="1" data-bbox="378 213 1037 603"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防警報、水位名称</th> <th rowspan="2">判断内容</th> <th colspan="3">水位局（量水標）</th> <th colspan="2">参考水位</th> </tr> <tr> <th>久崎</th> <th>三日月</th> <th>佐用</th> <th>上三河</th> <th>円光寺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報1号（待機）</td> <td>水防団待機</td> <td>2.6m</td> <td>1.1m</td> <td>2.5m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>（水防団待機水位）</td> <td>水防団待機・準備の判断</td> <td>2.6m</td> <td>1.1m</td> <td>2.5m</td> <td>2.1m</td> <td>2.1m</td> </tr> <tr> <td>水防警報2号（準備）</td> <td>水防活動準備の判断</td> <td>3.26m</td> <td>1.4m</td> <td>2.6m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水防警報3号（出動） 氾濫注意水位 （警戒水位）</td> <td>避難準備・高齢者等避難開始の発表を判断、 水防団出動判断</td> <td>3.6m</td> <td>1.6m</td> <td>2.8m</td> <td>3.1m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>避難勧告等の発令を判断、 住民は避難を判断</td> <td>4.6m</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m</td> <td>3.7m</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位 （特別警戒水位）</td> <td>住民の避難完了</td> <td>5.1m</td> <td>2.4m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水防警報4号（解除）</td> <td>水防警報解除</td> <td>3.6m</td> <td>1.6m</td> <td>2.8m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報、水位名称	判断内容	水位局（量水標）			参考水位		久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺	水防警報1号（待機）	水防団待機	2.6m	1.1m	2.5m	—	—	（水防団待機水位）	水防団待機・準備の判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m	水防警報2号（準備）	水防活動準備の判断	3.26m	1.4m	2.6m	—	—	水防警報3号（出動） 氾濫注意水位 （警戒水位）	避難準備・高齢者等避難開始の発表を判断、 水防団出動判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m	避難判断水位	避難勧告等の発令を判断、 住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m	3.7m	氾濫危険水位 （特別警戒水位）	住民の避難完了	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m	—	水防警報4号（解除）	水防警報解除	3.6m	1.6m	2.8m	—	—	第5節 水防警報 4 水防警報及び水位名称 <table border="1" data-bbox="1095 213 1753 751"> <thead> <tr> <th rowspan="2">水防警報、水位名称</th> <th rowspan="2">判断内容</th> <th colspan="3">水位局（量水標）</th> <th colspan="2">参考水位</th> </tr> <tr> <th>久崎</th> <th>三日月</th> <th>佐用</th> <th>上三河</th> <th>円光寺</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防警報1号（待機）</td> <td>水防団待機</td> <td>2.6m</td> <td>1.1m</td> <td>2.5m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>（水防団待機水位）</td> <td>水防団待機・準備の判断</td> <td>2.6m</td> <td>1.1m</td> <td>2.5m</td> <td>2.1m</td> <td>2.1m</td> </tr> <tr> <td>水防警報2号（準備）</td> <td>水防活動準備の判断</td> <td>3.26m</td> <td>1.4m</td> <td>2.6m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水防警報3号（出動） 氾濫注意水位 （警戒水位）</td> <td>高齢者等避難の発表を判断、 水防団出動判断</td> <td>3.6m</td> <td>1.6m</td> <td>2.8m</td> <td>3.1m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>避難判断水位</td> <td>避難指示等の発令を判断、 住民は避難を判断</td> <td>4.6m</td> <td>1.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m</td> <td>3.7m</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険水位 （特別警戒水位）</td> <td>住民の避難完了 緊急安全確保の発令を判断</td> <td>5.1m</td> <td>2.4m</td> <td>3.8m</td> <td>4.4m</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>（参考値） 氾濫開始相当水位</td> <td>緊急安全確保の発令を判断（※既に緊急安全確保を発令している場合は、 氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知</td> <td>5.58m</td> <td>3.47m</td> <td>4.73m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>水防警報4号（解除）</td> <td>水防警報解除</td> <td>3.6m</td> <td>1.6m</td> <td>2.8m</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	水防警報、水位名称	判断内容	水位局（量水標）			参考水位		久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺	水防警報1号（待機）	水防団待機	2.6m	1.1m	2.5m	—	—	（水防団待機水位）	水防団待機・準備の判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m	水防警報2号（準備）	水防活動準備の判断	3.26m	1.4m	2.6m	—	—	水防警報3号（出動） 氾濫注意水位 （警戒水位）	高齢者等避難の発表を判断、 水防団出動判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m	避難判断水位	避難指示等の発令を判断、 住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m	3.7m	氾濫危険水位 （特別警戒水位）	住民の避難完了 緊急安全確保の発令を判断	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m	—	（参考値） 氾濫開始相当水位	緊急安全確保の発令を判断（※既に緊急安全確保を発令している場合は、 氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知	5.58m	3.47m	4.73m	—	—	水防警報4号（解除）	水防警報解除	3.6m	1.6m	2.8m	—	—	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更 ・参考値として、氾濫開始水位に関する記述を追加
水防警報、水位名称	判断内容			水位局（量水標）			参考水位																																																																																																																													
		久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺																																																																																																																														
水防警報1号（待機）	水防団待機	2.6m	1.1m	2.5m	—	—																																																																																																																														
（水防団待機水位）	水防団待機・準備の判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m																																																																																																																														
水防警報2号（準備）	水防活動準備の判断	3.26m	1.4m	2.6m	—	—																																																																																																																														
水防警報3号（出動） 氾濫注意水位 （警戒水位）	避難準備・高齢者等避難開始の発表を判断、 水防団出動判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m																																																																																																																														
避難判断水位	避難勧告等の発令を判断、 住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m	3.7m																																																																																																																														
氾濫危険水位 （特別警戒水位）	住民の避難完了	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m	—																																																																																																																														
水防警報4号（解除）	水防警報解除	3.6m	1.6m	2.8m	—	—																																																																																																																														
水防警報、水位名称	判断内容	水位局（量水標）			参考水位																																																																																																																															
		久崎	三日月	佐用	上三河	円光寺																																																																																																																														
水防警報1号（待機）	水防団待機	2.6m	1.1m	2.5m	—	—																																																																																																																														
（水防団待機水位）	水防団待機・準備の判断	2.6m	1.1m	2.5m	2.1m	2.1m																																																																																																																														
水防警報2号（準備）	水防活動準備の判断	3.26m	1.4m	2.6m	—	—																																																																																																																														
水防警報3号（出動） 氾濫注意水位 （警戒水位）	高齢者等避難の発表を判断、 水防団出動判断	3.6m	1.6m	2.8m	3.1m	3.0m																																																																																																																														
避難判断水位	避難指示等の発令を判断、 住民は避難を判断	4.6m	1.8m	3.0m	3.7m	3.7m																																																																																																																														
氾濫危険水位 （特別警戒水位）	住民の避難完了 緊急安全確保の発令を判断	5.1m	2.4m	3.8m	4.4m	—																																																																																																																														
（参考値） 氾濫開始相当水位	緊急安全確保の発令を判断（※既に緊急安全確保を発令している場合は、 氾濫開始相当水位に到達したことを住民へ周知	5.58m	3.47m	4.73m	—	—																																																																																																																														
水防警報4号（解除）	水防警報解除	3.6m	1.6m	2.8m	—	—																																																																																																																														
第6章 第1節 (34P)	第1節 気象情報、河川水位及び雨量等の情報収集 避難勧告等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムからの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニター等からの地域情報を収集する。情報（気象情報及び河川水位等）の収集についての必要事項は次のとおりとする。	第1節 気象情報、河川水位及び雨量等の情報収集 避難指示等の判断材料となる気象情報、雨量、河川水位などについては、情報機器による情報収集（フェニックス防災システムからの情報収集を基本）、県・神戸地方気象台等との電話連絡による情報収集及び消防団・災害モニター等からの地域情報を収集する。情報（気象情報及び河川水位等）の収集についての必要事項は次のとおりとする。	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更																																																																																																																																	
第6章 第1節 (34P)	2 フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認、報告 ■ 参考 <table border="1" data-bbox="383 1198 1043 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">観測地点</th> <th>避難準備・高齢者等避難開始 （氾濫注意水位）</th> <th>避難勧告 （避難判断水位）</th> <th>避難指示（緊急） （氾濫危険水位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基準水位局</td> <td>佐用川佐用</td> <td>2.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.8m</td> </tr> <tr> <td>千種川久崎</td> <td>3.6m</td> <td>4.6m</td> <td>5.1m</td> </tr> <tr> <td>志文川三日月</td> <td>1.6m</td> <td>1.8m</td> <td>2.4m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考水位局</td> <td>佐用川円光寺</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m（参考）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千種川上三河</td> <td>3.1m</td> <td>3.7m（参考）</td> <td>4.4m（参考）</td> </tr> <tr> <td>志文川米田</td> <td>1.8m（参考）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等の発令は、基準水位局（佐用川佐用、千種川久崎、志文川三日月）の水位等により判断する。 ※千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示した。志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示</p>	観測地点		避難準備・高齢者等避難開始 （氾濫注意水位）	避難勧告 （避難判断水位）	避難指示（緊急） （氾濫危険水位）	基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m	参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m（参考）	—	千種川上三河	3.1m	3.7m（参考）	4.4m（参考）	志文川米田	1.8m（参考）	—	—	2 フェニックス防災システムによる避難判断水位等河川水位の確認、報告 ■ 参考 <table border="1" data-bbox="1099 1198 1760 1417"> <thead> <tr> <th colspan="2">観測地点</th> <th>【警戒レベル3】 高齢者等避難 （氾濫注意水位）</th> <th>【警戒レベル4】 避難指示 （避難判断水位）</th> <th colspan="2">【警戒レベル5】 緊急安全確保 （氾濫危険水位） （氾濫開始相当水位）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基準水位局</td> <td>佐用川佐用</td> <td>2.8m</td> <td>3.0m</td> <td>3.8m</td> <td>4.73m</td> </tr> <tr> <td>千種川久崎</td> <td>3.6m</td> <td>4.6m</td> <td>5.1m</td> <td>5.58m</td> </tr> <tr> <td>志文川三日月</td> <td>1.6m</td> <td>1.8m</td> <td>2.4m</td> <td>3.47m</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">参考水位局</td> <td>佐用川円光寺</td> <td>3.0m</td> <td>3.7m（参考）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>千種川上三河</td> <td>3.1m</td> <td>3.7m（参考）</td> <td>4.4m（参考）</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>志文川米田</td> <td>1.8m（参考）</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難指示等の発令は、基準水位局（佐用川佐用、千種川久崎、志文川三日月）の水位等により判断する。 ※千種川上三河、佐用川円光寺については、避難判断水位の設定がないため、参考水位を表示した。志文川米田については、氾濫注意水位の設定がないため、参考水位を表示</p>	観測地点		【警戒レベル3】 高齢者等避難 （氾濫注意水位）	【警戒レベル4】 避難指示 （避難判断水位）	【警戒レベル5】 緊急安全確保 （氾濫危険水位） （氾濫開始相当水位）		基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m	4.73m	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m	5.58m	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m	3.47m	参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m（参考）	—	—	千種川上三河	3.1m	3.7m（参考）	4.4m（参考）	—	志文川米田	1.8m（参考）	—	—	—	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更 ・参考値として、氾濫開始水位に関する記述を追加																																																												
観測地点		避難準備・高齢者等避難開始 （氾濫注意水位）	避難勧告 （避難判断水位）	避難指示（緊急） （氾濫危険水位）																																																																																																																																
基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m																																																																																																																																
	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m																																																																																																																																
	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m																																																																																																																																
参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m（参考）	—																																																																																																																																
	千種川上三河	3.1m	3.7m（参考）	4.4m（参考）																																																																																																																																
	志文川米田	1.8m（参考）	—	—																																																																																																																																
観測地点		【警戒レベル3】 高齢者等避難 （氾濫注意水位）	【警戒レベル4】 避難指示 （避難判断水位）	【警戒レベル5】 緊急安全確保 （氾濫危険水位） （氾濫開始相当水位）																																																																																																																																
基準水位局	佐用川佐用	2.8m	3.0m	3.8m	4.73m																																																																																																																															
	千種川久崎	3.6m	4.6m	5.1m	5.58m																																																																																																																															
	志文川三日月	1.6m	1.8m	2.4m	3.47m																																																																																																																															
参考水位局	佐用川円光寺	3.0m	3.7m（参考）	—	—																																																																																																																															
	千種川上三河	3.1m	3.7m（参考）	4.4m（参考）	—																																																																																																																															
	志文川米田	1.8m（参考）	—	—	—																																																																																																																															

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
<p>第6章 第1節 (34P～36P)</p>	<p>3 防災情報提供システムによる防災情報の収集 統括部は、防災情報提供システムにより、流域雨量指数、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの情報を取得する。</p> <p>(1) 流域雨量指数 流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水がどれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後降ると予想される雨量から計算して数値化したもの。各市町の警報・注意報基準河川ごとに6時間先まで予想を行い、注意報基準超過、警報基準超過についてそれぞれ表示する。</p> <p>(2) 大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布 大雨警報（浸水害）の危険度分布は、大雨警報（浸水害）を補足する情報で、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。1時間先までの表面雨量指数の予測値が大雨警報（浸水害）等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。 洪水警報の危険度分布は、洪水警報を補足する情報で、指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の上流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりの予測を示しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。3時間先までの流域雨量指数の予測値が洪水警報等の基準値に到達したかどうかで、危険度を5段階に判定し、色分け表示する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒判定メッシュ情報 神戸地方気象台は、防災情報提供システムによって土砂災害警戒判定メッシュ情報を提供する。土砂</p>	<p>3 気象庁ホームページによる防災情報の収集 統括部は、気象庁ホームページにより、気象警報・注意報等の警戒期間、キキクルによる浸水等の危険度分布情報、流域雨量指数の予測値などの情報を取得する。</p> <p>(1) 気象警報・注意報等の警戒期間 気象警報・注意報等の警戒期間については、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示している。</p> <p>(2) 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値 ○浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） 短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ○洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p>	<p>県計画に基づく修正 ・防災情報の収集方法変更による修正</p>

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
	<p>災害警戒判定メッシュ情報は、60分間積算雨量と土壌雨量指数から土砂災害発生の危険度を5kmメッシュ毎にレベル表示したもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができる。</p> <p>(4) 警報・注意報（図表形式） 警報級や注意報級の現象を予想した時間帯を色分けした表で示す。 「発表中の警報・注意報等の種別欄」は、発表中の種別について、特別警報を紫色、警報を赤色、警報発表に言及した注意報を黄色に橙色の斜線、注意報を黄色で表す。 「今後の推移」欄は、3時間をひとコマで表し、雨量や波の高さなどの予報値を表示する。各時間帯の危険度が、注意報、警報、特別警報の基準を超えると予想される期間を黄色、赤色、紫色で示す。</p> <p>(5) レーダー・降水ナウキャスト 気象レーダーによる5分毎の降水強度分布観測と、降水ナウキャストによる5分毎の60分先までの降水強度分布予測を連続的に表示している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>○流域雨量指数の予測値 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報 兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</p> <p>(4) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布） 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新してお</p>	

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
		<p><u>り、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクを再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p><u>(5) 雨雲の動き、今後の雨など</u></p> <p><u>「雨雲の動き」は、レーダー観測に基づく5分毎の降水強度分布、5分毎の60分先までの降水強度分布の予測を確認することができる。</u></p> <p><u>「今後の雨」は、6時間先までの降水量予測は10分ごとの、7時間から15時間先までの降水量予測は1時間ごとの予測を確認することができる。</u></p>	
<p>第6章 第1節 (36P)</p>	<p>4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認</p> <p>気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。</p> <p>(1) 河川情報システム</p> <p>インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川監視カメラ映像等で状況を確認する。</p> <p>「千種川流域河川情報システム水守」 http://www1.winknet.ne.jp/~kasen01/pc.html</p> <p>(2) 川の防災情報</p> <p>川の防災情報で雨量等を確認する。</p> <p>「川の防災情報」http://www.river.go.jp/</p>	<p>4 河川情報システム、川の防災情報等による水位及び雨量の状況確認</p> <p>気象情報、雨量、河川水位などについては、フェニックス防災システムや気象庁ホームページからの情報収集を基本とするが、フェニックス防災システム以外にも、次のシステムから情報収集できる。</p> <p>(1) 河川情報システム</p> <p>インターネットの水位ライブモニタリングシステム「水守」により、河川ライブカメラ映像等で状況を確認する。</p> <p>「千種川流域河川情報システム水守」 https://www.mizumori.jp/koto/</p> <p>(2) 川の防災情報</p> <p>川の防災情報で雨量等を確認する。</p> <p>「川の防災情報」https://www.river.go.jp/index</p>	<p>県計画に基づく修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川カメラ名称変更など

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																																															
第7章 第2節 (39P)	第2節 巡視及び警戒 2 出水時 町監視員は、県から水防警報が発表されたとき、河川等の監視をする。 県（監視員及び連絡員）及び町連絡員は、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者（町長）及び県光都土木事務所長等に報告し、県光都土木事務所長は水防本部長に報告する。	第2節 巡視及び警戒 2 出水時 町監視員は、県から水防警報が発表されたとき、河川等の監視をする。 県（監視員及び連絡員）及び町連絡員は、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視する。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、水防管理者（町長）及び県光都土木事務所長等に報告し、県光都土木事務所長は水防本部長に報告する。 <u>但し、当該水防管理者は、水防団員等の安全が確保できないと判断した場合はこの限りではない。</u>	県計画に基づく修正 ・水防団員等の安全が確保できないと判断した場合は水防作業を実施しない記述を追加																																																																															
第7章 第4節 (40P～41P)	第4節 異常気象時の通行規制等 (略) 「建設課、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、県光都土木事務所及び <u>佐用</u> 警察署等（以下「各道路管理者等」という）」は、情報連携し各々が管理する道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策を行う。 (略) 各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制限に関する情報収集、情報共有を図る。通行規制予定路線は、中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準（別表4）及び事前通行規制区間一覧表（別表5）のとおりとする。 (別表4) 中国自動車道及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準 <table border="1" data-bbox="369 1246 1048 1417"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th rowspan="2">連続雨量 (mm)</th> <th colspan="2">組合せ雨量</th> <th rowspan="2">備考(雨量観測所)</th> </tr> <tr> <th>連続雨量(mm)</th> <th>時間雨量(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川～滝野社</td> <td>180</td> <td>150 (75)</td> <td>50</td> <td>東条</td> </tr> <tr> <td>滝野社～福崎</td> <td>180</td> <td>130 (65)</td> <td>35</td> <td>福崎 IC</td> </tr> <tr> <td>福崎～山崎</td> <td>220</td> <td>180 (90)</td> <td>45</td> <td>福崎 IC、安富</td> </tr> <tr> <td>山崎～佐用</td> <td>200</td> <td>150 (75)</td> <td>45</td> <td>佐用 IC、切窓峠、西下野</td> </tr> <tr> <td>佐用～作東</td> <td>230</td> <td>160 (80)</td> <td>45</td> <td>佐用 IC、作東 IC</td> </tr> <tr> <td>佐用 JCT～佐用 TB</td> <td>150</td> <td>100 (50)</td> <td>45</td> <td>上記に加え、佐用 TB</td> </tr> </tbody> </table> ※ () 内の雨量は通行止めの準備（通行止め要員、車両・資機材等の用意）を開始する目安の雨量	区間	連続雨量 (mm)	組合せ雨量		備考(雨量観測所)	連続雨量(mm)	時間雨量(mm)	吉川～滝野社	180	150 (75)	50	東条	滝野社～福崎	180	130 (65)	35	福崎 IC	福崎～山崎	220	180 (90)	45	福崎 IC、安富	山崎～佐用	200	150 (75)	45	佐用 IC、切窓峠、西下野	佐用～作東	230	160 (80)	45	佐用 IC、作東 IC	佐用 JCT～佐用 TB	150	100 (50)	45	上記に加え、佐用 TB	第4節 異常気象時の通行規制等 (略) 「建設課、西日本高速道路株式会社（福崎・津山）、国土交通省鳥取河川国道事務所、県光都土木事務所及び <u>たつの</u> 警察署等（以下「各道路管理者等」という）」は、情報連携し各々が管理する道路の被害状況等の情報収集、情報共有を図り応急応策を行う。 (略) 各道路管理者等は、情報連携し通行の禁止又は制限に関する情報収集、情報共有を図る。通行規制予定路線は、中国自動車道、 <u>播磨自動車道</u> 及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準（別表4）及び事前通行規制区間一覧表（別表5）のとおりとする。 (別表4) 中国自動車道、 <u>播磨自動車道</u> 及び鳥取自動車道の異常降雨による通行止め基準 <table border="1" data-bbox="1084 1246 1762 1433"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区間</th> <th rowspan="2">連続雨量 (mm)</th> <th colspan="2">組合せ雨量</th> <th rowspan="2">備考(雨量観測所)</th> </tr> <tr> <th>連続雨量(mm)</th> <th>時間雨量(mm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吉川～滝野社</td> <td>220</td> <td>180 (90)</td> <td>50</td> <td>東条</td> </tr> <tr> <td>滝野社～福崎</td> <td>280</td> <td>190 (95)</td> <td>40</td> <td>福崎 IC</td> </tr> <tr> <td>福崎～山崎</td> <td>280</td> <td>190 (95)</td> <td>45</td> <td>福崎 IC、安富</td> </tr> <tr> <td>山崎～佐用</td> <td>250</td> <td>160 (80)</td> <td>45</td> <td>佐用 IC、切窓峠、西下野</td> </tr> <tr> <td>佐用～作東</td> <td>230</td> <td>150 (75)</td> <td>45</td> <td>佐用 IC、作東 IC</td> </tr> <tr> <td>播磨 IC～宍粟 JCT</td> <td>170</td> <td>140 (70)</td> <td>30</td> <td>牧</td> </tr> <tr> <td>佐用 JCT～佐用 TB</td> <td>210</td> <td>150 (75)</td> <td>45</td> <td>佐用 IC、作東 IC、佐用 TB</td> </tr> </tbody> </table> ※ () 内の雨量は通行止めの準備（通行止め要員、車両・資機材等の用意）を開始する目安の雨量	区間	連続雨量 (mm)	組合せ雨量		備考(雨量観測所)	連続雨量(mm)	時間雨量(mm)	吉川～滝野社	220	180 (90)	50	東条	滝野社～福崎	280	190 (95)	40	福崎 IC	福崎～山崎	280	190 (95)	45	福崎 IC、安富	山崎～佐用	250	160 (80)	45	佐用 IC、切窓峠、西下野	佐用～作東	230	150 (75)	45	佐用 IC、作東 IC	播磨 IC～宍粟 JCT	170	140 (70)	30	牧	佐用 JCT～佐用 TB	210	150 (75)	45	佐用 IC、作東 IC、佐用 TB	組織変更に伴う時点修正 高速道路の異常降雨による通行止め基準の時点更新（播磨自動車道追加）
区間	連続雨量 (mm)			組合せ雨量			備考(雨量観測所)																																																																											
		連続雨量(mm)	時間雨量(mm)																																																																															
吉川～滝野社	180	150 (75)	50	東条																																																																														
滝野社～福崎	180	130 (65)	35	福崎 IC																																																																														
福崎～山崎	220	180 (90)	45	福崎 IC、安富																																																																														
山崎～佐用	200	150 (75)	45	佐用 IC、切窓峠、西下野																																																																														
佐用～作東	230	160 (80)	45	佐用 IC、作東 IC																																																																														
佐用 JCT～佐用 TB	150	100 (50)	45	上記に加え、佐用 TB																																																																														
区間	連続雨量 (mm)	組合せ雨量		備考(雨量観測所)																																																																														
		連続雨量(mm)	時間雨量(mm)																																																																															
吉川～滝野社	220	180 (90)	50	東条																																																																														
滝野社～福崎	280	190 (95)	40	福崎 IC																																																																														
福崎～山崎	280	190 (95)	45	福崎 IC、安富																																																																														
山崎～佐用	250	160 (80)	45	佐用 IC、切窓峠、西下野																																																																														
佐用～作東	230	150 (75)	45	佐用 IC、作東 IC																																																																														
播磨 IC～宍粟 JCT	170	140 (70)	30	牧																																																																														
佐用 JCT～佐用 TB	210	150 (75)	45	佐用 IC、作東 IC、佐用 TB																																																																														

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																										
第8章 第1節 (43P)	第1節 防災関係機関等の情報伝達 1 通信機器の確保 ■ 主な通信手段 <table border="1" data-bbox="383 252 1032 655"> <thead> <tr> <th>主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td>災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班</td> </tr> <tr> <td>有線／無線</td> <td>兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">無線</td> <td>兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）</td> <td>災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（戸別受信機）</td> <td>災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（移動系）</td> <td>災害対策本部～災害現場等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～避難所等</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（さよう安全・安心メール）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（エリアメール等）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防災行政無線等通信設備の概要は、別図3「防災行政無線等通信施設系統図」に示す。 ※ 孤立集落は、別表6「孤立集落一覧」のとおり</p>	主な通信手段	主な通信区間	有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡	災害時優先電話	災害対策本部～地域対策部各地域対策班	専用回線	災害対策本部～地域対策部各地域対策班	有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等	携帯電話	災害対策本部～避難所等	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落	携帯電話	災害対策本部～住民等	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等	第1節 防災関係機関等の情報伝達 1 通信機器の確保 ■ 主な通信手段 <table border="1" data-bbox="1115 252 1765 687"> <thead> <tr> <th>主な通信手段</th> <th>主な通信区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">有線</td> <td>一般加入電話・FAX</td> <td>災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡</td> </tr> <tr> <td>災害時優先電話</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班</td> </tr> <tr> <td>専用回線</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>有線／無線</td> <td>兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）</td> <td>災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">無線</td> <td>兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）</td> <td>災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（戸別受信機）</td> <td>災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等</td> </tr> <tr> <td>町防災行政無線（移動系）</td> <td>災害対策本部～災害現場等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>IP無線機</td> <td>災害対策本部～孤立集落</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（さよう安全・安心メール）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> <tr> <td>携帯電話（エリアメール等）</td> <td>災害対策本部～住民等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 防災行政無線等通信設備の概要は、別図3「防災行政無線等通信施設系統図」に示す。 ※ 孤立集落は、別表6「孤立集落一覧」のとおり</p>	主な通信手段	主な通信区間	有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡	災害時優先電話	災害対策本部～地域対策部各地域対策班	専用回線	災害対策本部～住民等	有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関	無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等	携帯電話	災害対策本部～孤立集落	IP無線機	災害対策本部～孤立集落	携帯電話	災害対策本部～住民等	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等	主な通信手段において、実態に合わせて修正
主な通信手段	主な通信区間																																																												
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡																																																											
	災害時優先電話	災害対策本部～地域対策部各地域対策班																																																											
	専用回線	災害対策本部～地域対策部各地域対策班																																																											
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関																																																											
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関																																																											
	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等																																																											
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等																																																											
	携帯電話	災害対策本部～避難所等																																																											
	衛星携帯電話	災害対策本部～孤立集落																																																											
	携帯電話	災害対策本部～住民等																																																											
	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等																																																											
	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等																																																											
主な通信手段	主な通信区間																																																												
有線	一般加入電話・FAX	災害対策本部・地域対策部各地域対策班・西はりま消防組合佐用消防署・防災関係機関との連絡																																																											
	災害時優先電話	災害対策本部～地域対策部各地域対策班																																																											
	専用回線	災害対策本部～住民等																																																											
有線／無線	兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）	災害対策本部～地域対策部各地域対策班・西はりま消防本部・県・近隣市町・防災関係機関																																																											
無線	兵庫衛星通信ネットワーク（衛星系／地上系）	災害対策本部～県・近隣市町・防災関係機関																																																											
	町防災行政無線（戸別受信機）	災害対策本部～住民・災害現場・避難所・防災関係機関等																																																											
	町防災行政無線（移動系）	災害対策本部～災害現場等																																																											
	携帯電話	災害対策本部～孤立集落																																																											
	IP無線機	災害対策本部～孤立集落																																																											
	携帯電話	災害対策本部～住民等																																																											
	携帯電話（さよう安全・安心メール）	災害対策本部～住民等																																																											
	携帯電話（エリアメール等）	災害対策本部～住民等																																																											
第8章 第2節 (44P)	第2節 住民等への情報伝達 4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段） (1) 防災行政無線 (2) さよう安全安心メール http://bosai.net/sayo/ (3) 佐用チャンネル（データ放送、L字放送含む） (4) 町ホームページ http://www.town.sayo.lg.jp/index.html (5) エリアメール等 (6) <u>公共情報コモンズ</u> (7) 広報車	第2節 住民等への情報伝達 4 防災情報等の伝達手段（広報の伝達手段） (1) 防災行政無線 (2) さよう安全安心メール https://bosai.net/sayo/ (3) 佐用チャンネル（データ放送、L字放送含む） (4) 町ホームページ https://www.town.sayo.lg.jp/cms-sypher/www/lp_top.jsp (5) エリアメール等 (6) <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u> (7) 広報車	ホームページのURLの変更 県計画に基づく修正 ・システム名称変更																																																										
第8章 第2節 (44P)	5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目） 枠内 ⑦ 避難情報に関すること（ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 等）	5 防災情報等の伝達項目（広報の伝達項目） 枠内 ⑦ 避難情報に関すること（ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 等）	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更																																																										
第8章 第2節 (47P)	(別表6) 孤立集落一覧	(別表6) 孤立集落一覧	衛星携帯電話から、防災行政無線子機とIP無線機に変更																																																										

項	修正前						修正後（素案）						主な理由等
	地域	地区	集落名	想定被害	通信手段	Nコード	地域	地区	集落名	想定被害	通信手段	Nコード	
	佐用地域	長谷地区	奥金近	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-60	佐用地域	長谷地区	奥金近	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-60	通信手段は確保しているため、「※網掛けは設置済、それ以外は設置予定です。」の文言は削除
			奥長谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-56			奥長谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-66-56	
			水根	倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-62-46			水根	倒木による道路封鎖	防災行政無線機	4087-62-46	
			青木	土砂災害	衛星携帯電話	4087-59-47			青木	土砂災害	I P無線機	4087-59-47	
			若州	土砂災害	防災行政無線受信機	4087-61-42			若州	土砂災害	防災行政無線受信機	4087-61-42	
			奥海	倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-64-42			奥海	倒木による道路封鎖	I P無線機	4087-64-42	
		石井地区	海内	土砂災害	衛星携帯電話	4087-67-48		海内	土砂災害	I P無線機	4087-67-48		
			桑野	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-51		桑野	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-51		
			中ノ原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-59-48		中ノ原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-59-48		
			豊福	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-55-56		豊福	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-55-56		
			平谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-54		平谷	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-54		
			福澤	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-58-59		福澤	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-58-59		
	江川地区	甲大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-57	甲大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-55-57				
		乙大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-59	乙大木谷	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-59				
		淀	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-52-57	淀	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-52-57				
		末包	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-50	末包	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-50				
		東中山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-57-50	東中山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-57-50				
		大垣内	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-48-64	大垣内	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-48-64				
	上月地域	幕山地区	皆田	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-45-63	上月地域	幕山地区	皆田	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-45-63	
			南中山	倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-64			南中山	倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-64	
			来見	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-62			来見	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-62	
			田和	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-61			田和	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-54-61	
			桜山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-52-59			桜山	土砂災害又は倒木による道路封鎖	I P無線機	4087-52-59	
			宇根	土砂災害	衛星携帯電話	4087-48-66			宇根	土砂災害	I P無線機	4087-48-66	
		上月地区	久木原	倒木による道路封鎖	防災行政無線受信機	4087-49-73		上月地区	久木原	倒木による道路封鎖	防災行政無線受信機	4087-49-73	
			小日山	土砂災害	衛星携帯電話	4087-47-72			小日山	土砂災害	I P無線機	4087-47-72	
			目高	土砂災害	衛星携帯電話	4087-51-72			目高	土砂災害	I P無線機	4087-51-72	
			寄延	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-71			寄延	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-53-71	
			西新宿	土砂災害又は倒木による道路封鎖	衛星携帯電話	4087-49-80			西新宿	土砂災害又は倒木による道路封鎖	I P無線機	4087-49-80	
			大日山	土砂災害	衛星携帯電話	4087-45-77			大日山	土砂災害	I P無線機	4087-45-77	
	南光地域	中安地区	多賀	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-62-73	南光地域	中安地区	多賀	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-62-73	
			三月上	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-75-71			三月上	土砂災害	防災行政無線移動型無線装置（双方向通信）	4087-75-71	
	三日月地域	三日月東部地区	湯小	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-74-68	三日月地域	三日月東部地区	湯小	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-74-68	
			鎌倉	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-76-65			鎌倉	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-76-65	
			大内谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-78-66			大内谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-78-66	
			添谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-77-64			添谷	土砂災害	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-77-64	
			真宗	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-73-61			真宗	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-73-61	
			志文	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-72-64			志文	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-72-64	
		三日月西部地区	三原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-69-76		三日月西部地区	三原	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-69-76	
			三ツ尾	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-75			三ツ尾	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-75	
			東大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-76			東大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-67-76	
			西大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-76			西大畑	土砂災害又は倒木による道路封鎖	防災行政無線屋外拡声子局（双方向通信）	4087-65-76	
計					42	計					42		

※通信手段の網掛けは設置済、それ以外は設置予定です。

※通信手段の網掛けは設置済、それ以外は設置予定です。

<p>第9章 第1節 (48P)</p>	<p>第1節 避難準備 河川及びため池では、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水による被害の恐れがある場合、水防管理者（町長）は、必要な地域に対し防災行政無線等によって避難の準備を呼びかける。 なお、住民は、佐用川、千種川、志文川に関し、避難準備・高齢者等避難開始のあったときは、避難の態勢をとる。</p>	<p>第1節 避難準備 河川及びため池では、氾濫注意水位（警戒水位）に達し、洪水による被害の恐れがある場合、水防管理者（町長）は、必要な地域に対し防災行政無線等によって避難の準備を呼びかける。 なお、住民は、佐用川、千種川、志文川に関し、高齢者等避難のあったときは、避難の態勢をとる。</p>	<p>県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更</p>
------------------------------	--	---	---------------------------------

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第9章 第2節 (48P)	第2節 避難のための立ち退きの指示 洪水のため著しい危険が切迫しているとき認められるときは、県光都土木事務所長又は水防管理者（町長）は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退を指示する。水防管理者（町長）が指示する場合は、 <u>佐用警察署長</u> にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。	第2節 避難のための立ち退きの指示 洪水のため著しい危険が切迫しているとき認められるときは、県光都土木事務所長又は水防管理者（町長）は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の住民に対し、避難のための立退を指示する。水防管理者（町長）が指示する場合は、 <u>たつの警察署長</u> にその旨を通知するとともに、速やかに県水防本部に報告しなければならない。	組織変更に伴う時点修正
第9章 第5節 (49P)	第5節 水防信号 2 水防信号は、兵庫県水防信号規則（昭和24年兵庫県規則第91号）に基づき次により行う。 （表略） ※ 防災情報、 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）</u> 、防災関係機関の出動等は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」を準用する。	第5節 水防信号 2 水防信号は、兵庫県水防信号規則（昭和24年兵庫県規則第91号）に基づき次により行う。 （表略） ※ 防災情報、 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u> 、防災関係機関の出動等は、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第1款「住民への防災情報・気象情報等の伝達」を準用する。	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更
第9章 第6節 (49P)	第6節 <u>避難勧告等の発令</u> 本部長は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者に対し <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発表及び <u>避難勧告・避難指示（緊急）</u> の発令を行う。 詳細については、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難勧告等の発令</u> 」を準用する。	第6節 <u>避難指示</u> 等の発令 本部長は、災害により、現に被害を受け、又は被害を受ける恐れのある者に対し <u>避高齢者等避難</u> の発表及び <u>避難指示・緊急安全確保</u> の発令を行う。 詳細については、町地域防災計画風水害編 第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「 <u>避難指示</u> 等の発令」を準用する。	県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更
第9章 第6節 (50P)	(別表7) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	(別表7) 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧	閉校した体育館の名称を変更 土砂災害特別警戒区域を追加 県計画に基づき修正 ・避難情報の名称変更

項	修正前							修正後（素案）							主な理由等	
	地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人)注1	備蓄 物資	備考	地域	公共施設名	所在地	電話番号	収容人員 (人)注1	備蓄 物資	備考		
	佐用	佐用小学校体育館	佐用	82-2824	235	○	町民プール含む 崩壊土砂流出危険区域	佐用	佐用小学校体育館	佐用	82-2824	235	○	町民プール含む 崩壊土砂流出危険区域		
		利神小学校体育館	口長谷	83-2100	220	○			利神体育館	口長谷	83-2100	220	○			
		江川体育館	豊福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域		江川体育館	豊福	84-0002	198	○	土砂災害警戒区域		
	上月	幕山体育館	本郷	87-0002	96	○	※旧校舎 (山腹崩落危険区域)	上月	幕山体育館	本郷	87-0002	96	○	※旧校舎 (山腹崩落危険区域)		
		上月小学校体育館	上月	86-0029	200	○			上月小学校体育館	上月	86-0029	200	○			
		久崎体育館	久崎	88-0016	187	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域		久崎体育館	久崎	88-0016	187	○	浸水想定区域 土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域		
	南光	中安体育館	米田	78-0030	228	○	浸水想定区域	南光	中安体育館	米田	78-0030	228	○	浸水想定区域		
		南光小学校	西徳久	78-0038	238	○	土砂災害警戒区域		南光小学校	西徳久	78-0038	238	○	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域		
		三河小学校	上三河	77-0004	227	○	土砂災害警戒区域		三河体育館	上三河	77-0004	227	○	土砂災害警戒区域		
	三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	○	※校舎 (土砂災害警戒区域)	三日月	三日月中学校体育館	乃井野	79-2013	251	○	※校舎 (土砂災害警戒区域)		
	計	10箇所						計	10箇所							
	<p>※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。</p> <p>※ 災害の状況等により、上記の施設の中から避難所として指定する。</p> <p>※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。</p> <p>※ 網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域（他に安全な施設がないため指定避難所とする。ただし、<u>避難勧告</u>や土砂災害警戒情報などにより、校舎及び体育館の2階以上を使用する。）</p>							<p>※ 災害の状況等により、災害時に職員の配置ができない場合もある。</p> <p>※ 災害の状況等により、上記の施設の中から避難所として指定する。</p> <p>※ 災害の状況等により、応急期などに指定避難所を変更する場合もある。</p> <p>※ 網掛けは浸水想定区域及び土砂災害警戒区域（他に安全な施設がないため指定避難所とする。ただし、<u>避難指示</u>や土砂災害警戒情報などにより、校舎及び体育館の2階以上を使用する。）</p>								
	第11章 第2節 (55P)	<p>第2節 決壊後の処置</p> <p>2 現地指揮者の処置</p> <p>現地指揮者は、現地の適切な処置を行うとともに、町災害対策本部を通じて、下流水防管理団体、県水防本部及び佐用警察署その他関係機関に連絡する。</p>							<p>第2節 決壊後の処置</p> <p>2 現地指揮者の処置</p> <p>現地指揮者は、現地の適切な処置を行うとともに、町災害対策本部を通じて、下流水防管理団体、県水防本部及びたつの警察署その他関係機関に連絡する。</p>							組織変更に伴う時点修正
	第12章 第3節 (56P)	<p>第3節 警察署との協議</p> <p>水防管理者（町長）並びに県光都土木事務所長等及び県光都土地改良センター所長は、あらかじめ警</p>							<p>第3節 警察署との協議</p> <p>水防管理者（町長）並びに県光都土木事務所長等及び県光都土地改良センター所長は、あらかじめ警</p>							組織変更に伴う時点修正 県計画に基づき修正

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等																																																								
	<p>察電話の使用、法第 21 条の警戒区域、法第 22 条の警察官の出動、法第 29 条の避難立退等の計画の作成に必要と認められる事項について<u>佐用</u>警察署長と協議する。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 警察官の援助の要求（法第 22 条） 水防管理者（町長）は、水防のため必要があるときは、<u>佐用</u>警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。<u>佐用</u>警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずる。</p> <p>4 立退指示（法第 29 条） 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示をした場合（可能な限り事前協議する。）は、<u>佐用</u>警察署長にこの旨通知する。</p> <p>なお、<u>避難勧告</u>等の発令については、町地域防災計画風水害編 第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「情報の収集及び伝達」第 5 節「情報の伝達」第 2 款「<u>避難勧告</u>等の発令」を準用する。</p>	<p>察電話の使用、法第 21 条の警戒区域、法第 22 条の警察官の出動、法第 29 条の避難立退等の計画の作成に必要と認められる事項について<u>たつの</u>警察署長と協議する。</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 警察官の援助の要求（法第 22 条） 水防管理者（町長）は、水防のため必要があるときは、<u>たつの</u>警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。<u>たつの</u>警察署長は、援助要求を受けたときは可能な限りこれに応ずる。</p> <p>4 立退指示（法第 29 条） 洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（町長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。指示をした場合（可能な限り事前協議する。）は、<u>たつの</u>警察署長にこの旨通知する。</p> <p>なお、<u>避難指示</u>等の発令については、町地域防災計画風水害編 第 3 編「災害応急対策計画」第 3 章「情報の収集及び伝達」第 5 節「情報の伝達」第 2 款「<u>避難指示</u>等の発令」を準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の名称変更 																																																								
<p>第 12 章 第 7 節 (58P)</p>	<p>第 7 節 応援協定 (別表 9) 災害時等応援協定等締結一覧</p> <table border="1" data-bbox="383 1018 1032 1066"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>締結年月日</th> <th>応援協定・覚書名称</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先		(略)			<p>第 7 節 応援協定 (別表 9) 災害時等応援協定等締結一覧</p> <table border="1" data-bbox="1095 1018 1744 1465"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>締結年月日</th> <th>応援協定・覚書名称</th> <th>締結相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>23</td> <td>R2.1.29</td> <td>災害時等における無人航空機の運用に関する協定</td> <td>合同会社ドローンの窓口</td> </tr> <tr> <td>24</td> <td>R2.1.29</td> <td>災害時における地図製品等の供給等に関する協定書</td> <td>株式会社ゼンリン関西支社</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>R2.8.6</td> <td>災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書</td> <td>セツカートン株式会社、Jボックス株式会社</td> </tr> <tr> <td>26</td> <td>R2.8.28</td> <td>災害時における施設等の利用に関する協定</td> <td>国立研究開発法人理化学研究所 播磨事業所</td> </tr> <tr> <td>27</td> <td>R2.9.1</td> <td>兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書</td> <td>宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町</td> </tr> <tr> <td>28</td> <td>R3.2.15</td> <td>災害時における救援物資の輸送等に関する協定</td> <td>一般社団法人兵庫県トラック協会</td> </tr> <tr> <td>29</td> <td>R3.7.19</td> <td>神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書</td> <td>神戸市</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>R3.9.15</td> <td>佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書</td> <td>大塚製薬株式会社</td> </tr> <tr> <td>31</td> <td>R4.2.2</td> <td>災害時における連携協力に関する協定書</td> <td>兵庫県弁護士会</td> </tr> <tr> <td>32</td> <td>R4.3.16</td> <td>災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書</td> <td>関西電力送配電株式会社兵庫支社</td> </tr> </tbody> </table>	No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先		(略)			23	R2.1.29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	合同会社ドローンの窓口	24	R2.1.29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン関西支社	25	R2.8.6	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	セツカートン株式会社、Jボックス株式会社	26	R2.8.28	災害時における施設等の利用に関する協定	国立研究開発法人理化学研究所 播磨事業所	27	R2.9.1	兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書	宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町	28	R3.2.15	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	一般社団法人兵庫県トラック協会	29	R3.7.19	神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書	神戸市	30	R3.9.15	佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書	大塚製薬株式会社	31	R4.2.2	災害時における連携協力に関する協定書	兵庫県弁護士会	32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社兵庫支社	<p>協定追加による時点修正</p>
No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先																																																								
	(略)																																																										
No.	締結年月日	応援協定・覚書名称	締結相手先																																																								
	(略)																																																										
23	R2.1.29	災害時等における無人航空機の運用に関する協定	合同会社ドローンの窓口																																																								
24	R2.1.29	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン関西支社																																																								
25	R2.8.6	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	セツカートン株式会社、Jボックス株式会社																																																								
26	R2.8.28	災害時における施設等の利用に関する協定	国立研究開発法人理化学研究所 播磨事業所																																																								
27	R2.9.1	兵庫・岡山・鳥取三県境隣接市町村災害時等相互支援に関する協定書	宍粟市、上郡町、美作市、西粟倉村、智頭町																																																								
28	R3.2.15	災害時における救援物資の輸送等に関する協定	一般社団法人兵庫県トラック協会																																																								
29	R3.7.19	神戸市と佐用町の連携・協力に関する協定書	神戸市																																																								
30	R3.9.15	佐用町と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書	大塚製薬株式会社																																																								
31	R4.2.2	災害時における連携協力に関する協定書	兵庫県弁護士会																																																								
32	R4.3.16	災害時における道路啓開や電気設備等の復旧に係る相互連携・協力に関する覚書	関西電力送配電株式会社兵庫支社																																																								

項	修正前	修正後（素案）	主な理由等
第14章 第2節 (61P)	<p>第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>避難場所は、別表8「指定避難所一覧」のとおりとする。</p> <p>避難勧告等の発令は、町地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「<u>避難勧告等</u>の発令」を準用する。</p>	<p>第2節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置</p> <p>2 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項</p> <p>避難場所は、別表8「指定避難所一覧」のとおりとする。</p> <p><u>避難指示</u>等の発令は、町地域防災計画風水害編第3編「災害応急対策計画」第3章「情報の収集及び伝達」第5節「情報の伝達」第2款「<u>避難指示</u>等の発令」を準用する。</p>	<p>県計画に基づき修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報の名称変更